

固定資産税(家屋)の課税誤りに伴う、 還付並びに追加課税について

固定資産税の家屋に対する課税で、一部不適切な処理が行われてきたことにつきまして、その修正作業が今月中に終了する運びとなりましたのでご報告いたします。

なお、今回の修正作業は、不適切な処理を行っていた部分を地方税法に基づく正しい基準に改め、全家屋を対象に税額の再計算を行いました。これにより、従来の税額が多く課税されていたものについては「還付」、また、少なく課税されていたものは「追加課税」されることとなります。

町民の皆様並びに納税者の方々に多大なご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、今後、該当される方々への通知等を行い、年度内の終了を目的に事務を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

横芝町役場税務課

サラリーマン・年金受給者のための 確定申告書作成相談会

サラリーマン等の方で、平成15年中に多額の医療費を支払った場合やマイホームをローンで取得した方などで、所得税の還付を受けられる方及び年金を受給されている方を対象に、申告書の作成についての相談会を開催します。

■ 2月4日(木)

・横芝町中央公民館

10時～12時・13時30分～16時

■ 2月5日(木)

・芝山町中央研修所

10時～12時

・松尾町農村環境改善センター

13時30分～16時

● 申告書をご自分で作成できるよう、筆記具と電卓をご持参ください。

● 申告書の收受も行います。

● 申告書を提出される際は、勤務先又は社会保険庁等から交付された源泉徴収票(原本)の添付が必要です。

※問い合わせ先

東金税務署 ☎0475-52-3121

確定申告は正しくお早めに!

★確定申告と納税の期限

所得税	2月16日～3月15日
消費税 (個人事業者)	1月1日～3月31日
贈与税	2月1日～3月15日

★税務署では、2月22日と2月29日の日曜日に確定申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行います。

なお、当日は、電話での相談は行っていません。

★申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑します。早めに提出してください。

★申告書は、税務署まで持参しなくても郵送で提出することが出来ます。

申告書の「控」の返送を希望される方は、控もボールペンで記載して、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

★申告期限や納付期限を過ぎますと、「加算税」や「延滞税」がかかる場合がありますのでご注意ください。